

発行/富山県生活文化課・富山県消費生活センター

くらしの情報 とやま

トピックス 環境にやさしい買い物キャンペーン…P3

2004.10.1 No.107 10・11月号

この情報誌は、富山県ホームページ(<http://www.pref.toyama.jp/sections/1711/1711.htm>)でもご覧になれます。くらしの
相談窓
から

身に覚えのない料金請求のはがき ～いわゆる架空請求～

相談 突然、下記のようなはがきが届いた。差出人が、法務局認可特殊法人となっており、電子通信料が未納なので連絡するようにと書かれている。身に覚えがないが、連絡しないと、裁判所による差し押えを強制執行するなどという言葉が羅列されており、怖い。どうしたらよいか。

(45歳、女性)

回答 最近、右のような法律的な文言を羅列して、いかにも法的根拠があるかのような請求通達書を送りつけてくる業者がいます。

身に覚えがなければ、いわゆる架空請求であると言えます。また、はがきの次の事実からも、架空請求であることが確認できます。

- ① 「料金未納の最終通達」とありますが、一般に個人のプライバシーに関する事柄について、人の目に直接触れるようなはがきで送付されることはありません（シールをはがすようなはがきか、あるいは封書で届きます）。
- ② 「契約会社及び回収業者から委託を受けた」とありますが、具体的な会社名や業者名が記載されていないのは不自然です。
- ③ 法務大臣の許可した債権回収会社でなければ、債権回収業を営むことはできません。法務省のホームページに「許可会社一覧」が掲載されていますが、該当する事業者名がありません。

電子消費料金未納分請求最終通達書

分類コード AB〇〇〇〇〇〇

この度ご通知致しましたのは、貴殿のご利用された「電子消費料金未納分」についてご契約会社及び回収業者から委託を受けましたので当局までご連絡ください。

こちら「電子消費者民法特例法」上、法務省認可通達書となっておりますので、連絡無きお客様につきましてはやむを得ず裁判所からの書類通達後、指定裁判所へ出廷となります。また裁判後の措置と致しまして給料差押さえ及び、動産物、不動産差押さえを強制執行させていただきますゆえ当局と執行官による「執行証書の交付」を承諾して頂くようお願いすると同時に、債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので承諾の上ご返送ください。なお、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、請求金額・支払方法等は当局職員にご連絡ください。以上を持ちまして**最終通告**とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 平成16年〇月〇日

営業時間 平日 8:00～18:00 休業日 土・日・祝日
お問い合わせ先

法務局認可特殊法人

このような相談が大変多く寄せられています。根拠のない請求には、電話をしなくて無視しましょう。例え、債権を確認するためや、支払意思のないことを伝えるための電話であっても、こちらから連絡することによって、電話番号などの個人情報を知られてしまうおそれがあります。無視して反応しないことが、昨今、激増している不当請求の根絶につながります。

消費者基本法が 公布・施行されました

近年の消費者を取り巻く社会情勢が大きく変化し、消費者トラブルが多様化・複雑化していることから、昭和43年に制定された「消費者保護基本法」が改正され、「消費者基本法」と名称を変え、6月2日に公布・施行されました。

○主な改正内容は？

消費者の権利の尊重と自立の支援を基本理念に、国や地方公共団体、事業者の責務等が明らかになりました。

1 基本理念として**消費者の権利**が明記されました（第2条）

- ①消費生活における基本的な需要が満たされる権利
- ②健全な生活環境が確保される権利
- ③安全が確保される権利
(身体や生命に危険な商品やサービスから保護される権利)
- ④商品や役務について消費者の自主的・合理的な選択の機会が確保される権利
(十分な情報をもとに、冷静に合理的な判断ができる環境で商品やサービスを選べる権利)
- ⑤必要な情報が提供される権利
(商品やサービスを選択する際に、必要な情報が明確な内容で提供され、誤解を招く広告や、表示から保護される権利)
- ⑥必要な教育の機会が提供される権利
(商品やサービスを選択するために必要な知識や能力についての教育が受けられる権利)
- ⑦意見が消費者政策に反映される権利
(意見を発する場が与えられ、それが最大限に反映されることを求める権利)
- ⑧被害が生じた場合には適切・迅速に救済される権利
(欠陥商品や不当な契約等についてのトラブルから救済される権利)

2 **事業者の責務**が拡充されました。(第5条)

- ①消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること
- ②消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること
- ③消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること
- ④環境保全に配慮するとともに、自らが遵守すべき基準を作成する等、消費者の信頼を確保すること。

○消費者はどのように行動すべきなのでしょう？

消費者は、自ら進んで、その消費生活に関する必要な知識を習得し、必要な情報を収集する等、自主的かつ合理的に行動するよう努めることが必要です。

また、消費生活に関し、環境の保全に配慮することも求められています。

○国や県、市町村は何をするのでしょうか？

国は、消費者トラブルの大半を占める消費者取引を適正化するために、消費者に対する情報提供や、強引な勧誘や不公正な契約条項を防止するために必要な施策を講ずることとされています。

県においても、引き続き、市町村と連携して消費者に対する啓発活動の推進や教育の充実、消費者トラブルに関しての苦情処理や紛争解決に努めていくとともに、「富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」を改正し、これまで以上に、不当な取引行為の防止等事業活動の適正化に取り組んでいきます。

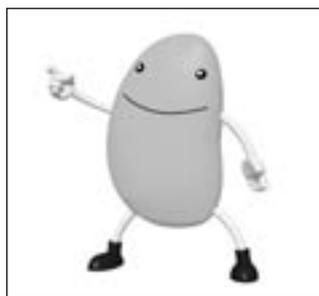
環境にやさしい
買い物キャンペーン

○キャンペーン期間
平成16年10月1日～
10月31日

10月は全国で「環境にやさしい買い物キャンペーン」が実施されます。

毎日の買い物をとおして、環境にやさしいライフスタイルを実践してみませんか。

コマメに買い物袋を持ち歩きましょう。

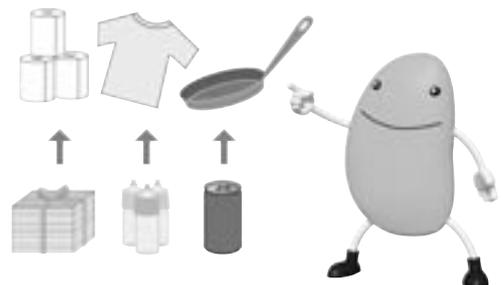


包装はできるだけ
少ないものを選びましょう。



資源やエネルギーを
浪費しないものを選びましょう。

環境にやさしい買い物キャンペーン
キャラクター「コマメ」ちゃん

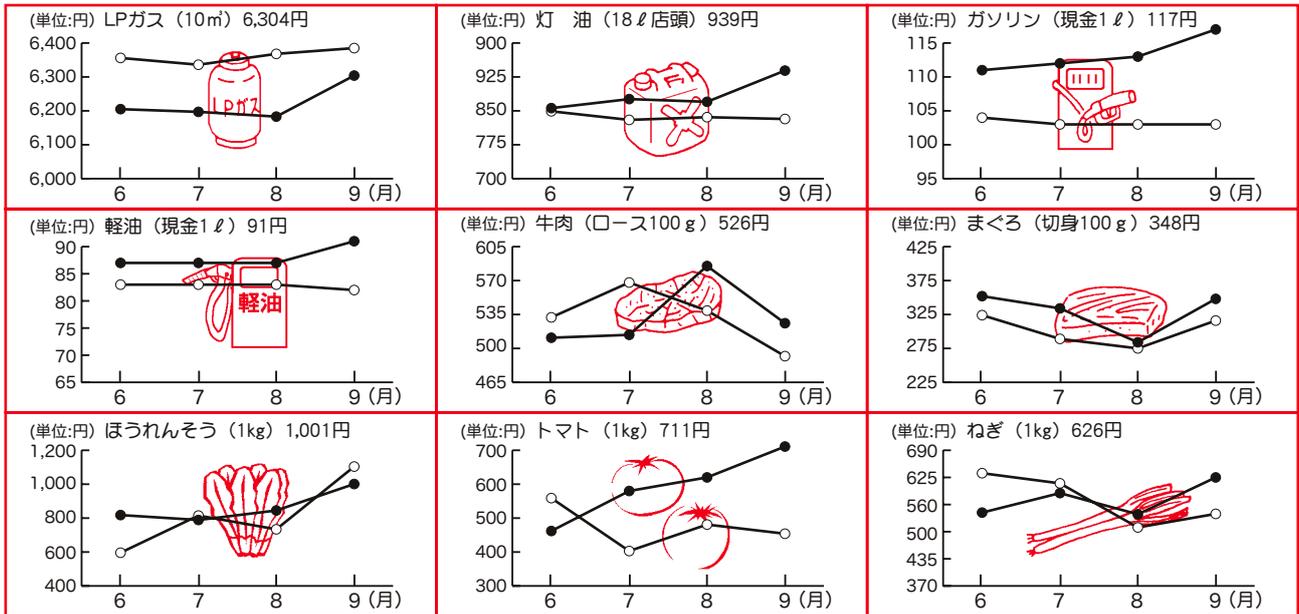


再生品を選びましょう。

暮らしの価格

生活必需物資価格動向調査結果(9月分)

金額 平成16年9月調査の価格
 ● 今年の価格(消費税込み)
 ○ 昨年の価格(消費税込み)



平成16年4月より、調査店舗は原則として固定しています。

暮らしの相談会を開催しています！

県内各地域で、消費者被害にあわないための啓発講座「暮らしの相談会」を開催しています。みなさんのお住まいの地域行事等にあわせて、消費生活に関する講演やアドバイス等を行っています。

希望される団体の方は、下記の市町村消費者行政窓口または、富山県消費者協会までお問い合わせください。

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市 ☎076-443-2047	上市町 ☎076-472-1111 (140)	大島町 ☎0766-52-0065 (205)
高岡市 ☎0766-20-1522	立山町 ☎076-463-1121 (261)	城端町 ☎0763-62-1212 (144)
新湊市 ☎0766-82-8236	宇奈月町 ☎0765-65-0211 (244)	平村 ☎0763-66-2131
魚津市 ☎0765-23-1017	入善町 ☎0765-72-1100 (134)	上平村 ☎0763-67-3211 (15)
氷見市 ☎0766-74-8010	朝日町 ☎0765-83-1100 (152)	利賀村 ☎0763-68-2111
滑川市 ☎076-475-2111 (323)	八尾町 ☎076-454-3111 (333)	庄川町 ☎0763-82-1904
黒部市 ☎0765-54-2111 (163)	婦中町 ☎076-465-2111 (244)	井波町 ☎0763-82-7625
砺波市 ☎0763-33-1111 (143)	山田村 ☎076-457-2111	井口村 ☎0763-64-2211
小矢部市 ☎0766-67-1760 (424)	細入村 ☎076-485-9001	福野町 ☎0763-22-1101
大沢野町 ☎076-467-5810	小杉町 ☎0766-56-1511 (1208)	福光町 ☎0763-52-1111 (245)
大山町 ☎076-483-2517	大門町 ☎0766-52-6961	福岡町 ☎0766-64-5333 (1334)
舟橋村 ☎076-464-1121 (21)	下村 ☎0766-59-2101	

●富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号 (富山県民共生センター内)

☎(076)432-9233(消費生活相談)

☎(076)433-3252(消費者金融相談)

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】午前8時30分～午後5時 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)

●富山県消費者協会 (富山県消費生活センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する簡単なアドバイスを行っています。

☎(076)432-5690 午前8時30分～午後5時

●富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号 (本丸会館内)

☎(0766)25-2777

(消費生活相談、消費者金融相談)